

小山地区防災計画

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的	1
2 地区防災計画の構成及び組織編成	1
3 計画の修正	2

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割	3
2 自主防災組織の役割	3
3 事業者の役割	4
4 高層共同住宅管理者等の役割	4

第3章 地区の概要

1 自然的条件	5
2 社会的条件	5

第4章 アセスメントによる地区被害想定

1 想定地震と条件	6
2 建物被害	6
3 人的被害	7

2 予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針	8
2 自主防災組織の育成支援	8
3 自主防災組織の編成と各班の役割	8
4 出火防止及び初期消火対策	11
5 火災延焼対策	11
6 空き家対策	11
7 災害危険の把握	12
8 高層共同住宅等の災害対策	12

第2章 災害に対する備え

1	基本方針	13
2	防災知識の普及・啓発	13
3	災害に備えた各家庭での取組	13
4	防災訓練の実施	14
5	防災資機材等の点検・管理	14
6	災害時要援護者の把握、避難支援体制	15

3 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部活動

1	小山地区災害対策本部の設置	16
2	本部の活動	16
3	本部の廃止	16
4	災害時の動員・連絡体制	16
5	情報の収集・伝達	16

第2章 応急対策活動

1	水防活動、初期消火活動	19
2	救出・救護・搬送	21
3	避難誘導	24
4	災害時要援護者対策	26
5	住民の安否確認	26
6	在宅避難者の把握・支援	26
7	避難所運営	26
8	ボランティアの活動について	30
9	他組織との連携	31

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

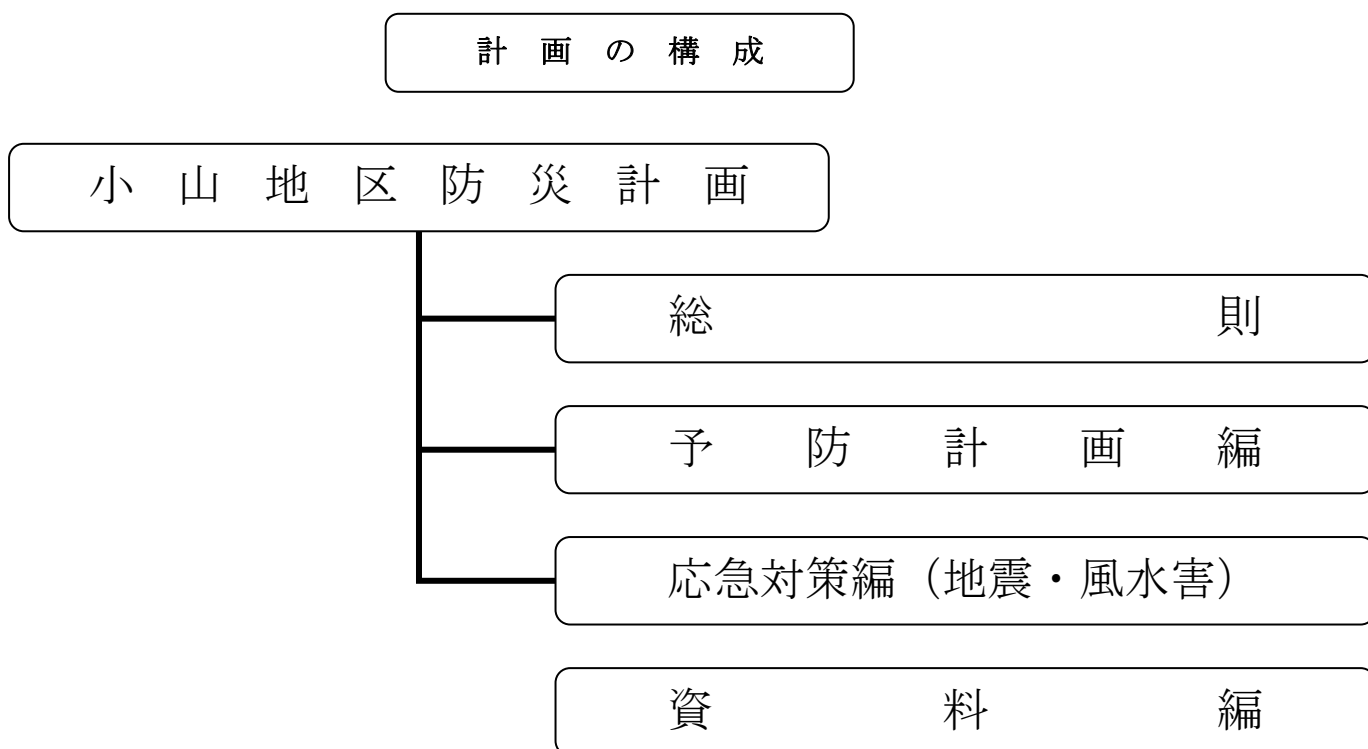
東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後は、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

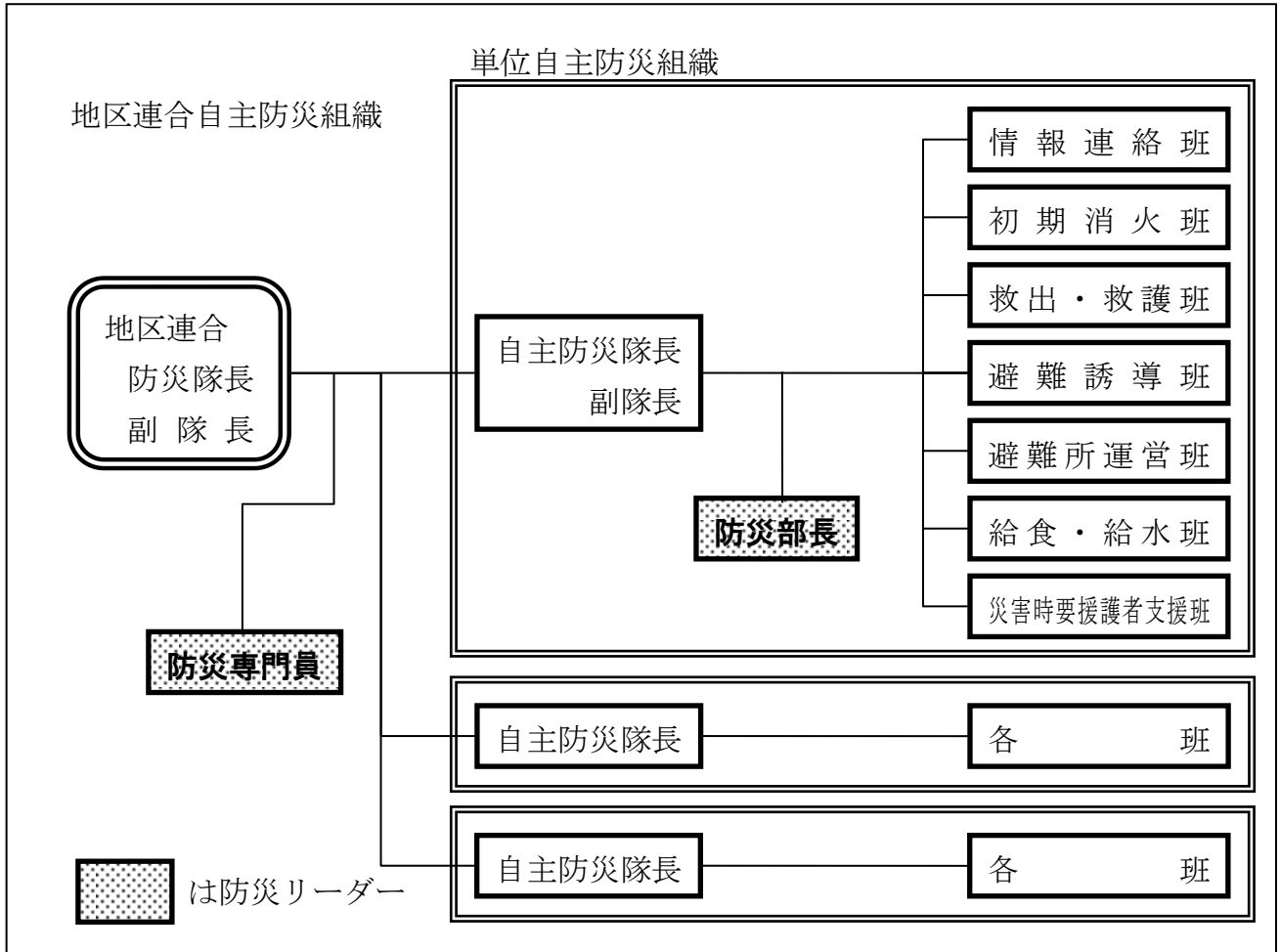
2 地区防災計画の構成及び組織編成

小山地区防災計画は、総則、予防計画編、応急対策編（地震・風水害）及び資料編で構成する。

地区防災計画のもととなる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織とし、また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした連合自主防災組織とする。



組織編成イメージ図



3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地域企業等の参画を促進する。

※計画の修正（見直し）基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正（誤字、脱字等や法令等の引用条文）については、地区連合自治会長等の了解を得て、任意に修正し、まちづくり会議等の了解を得ることとする。
- ・ 計画内容に変更を伴う修正については、小山地区防災計画検討協議会により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議（報告）をして修正することとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「近隣所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するにあたっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベーターや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支援対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者の生活支援対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

(1) 特徴

相模原台地（上段）にあり、北端を境川が流れている。北部は境川に向かってゆるやかに地盤が低くなっており、南部をJR横浜線が横断している。中央東寄りにJR相模原駅がある北部と中部は主に住宅地となっており、西部には主に工業施設、東部は在日米陸軍相模総合補給廠がある。相模原駅南口付近では、商業施設、業務施設が多い。また小山地区の北側は、境川を挟んで、町田市と接しており、生活や文化などの交流がある。

2 社会的条件

(1) 人口

小山地区の人口は、平成27年4月1日現在、9,608世帯、20,305人となっている。年齢別では、年少人口（15歳未満）が12%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が68%、高齢人口（65歳以上）が18%となっている。外国人の登録人口は、小山地区の人口の2%を占める。

(2) 交通

小山地区内には、京王線とJR横浜線の路線が通っているが、駅があるのは、JR横浜線の相模原駅のみである。

主要な道路として県道503号相模原立川線と相模氷川線等が通っている。

第4章 アセスメントによる地区被害想定

1 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震 (M7.1)
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震 (M7.1)
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する M8 クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天候	晴れ、風速 3 m (本市の平均風速)

2 建物被害

建物被害は次のとおりである。(冬 18 時)

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	4,469	186	27	0	575
西部直下地震	4,469	92	6	0	430
大正関東タイプ地震	4,469	13	0	0	160

単位：棟

3 人的被害

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬2時	死 者	11	5	1
	閉 込 者	70	35	6
	重 傷 者	14	7	1
	軽 傷 者	86	60	21
冬18時	避 難 者 当 日	561	302	69
	避 難 者 1 週 間 後	1,686	1,299	632

単位：人

2 予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

震災時の火災や火災による延焼被害等を最小限にとどめるため、倒壊の危険性のある空き家対策や高層共同住宅等の災害対策及び地区の特性に応じた災害対策を促進し、生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災組織の育成支援

- (1) 小山地区は、地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに地区内の防災リーダーを支援する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 小山地区は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための訓練等を支援する。

3 自主防災組織の編成と各班の役割

(1) 単位自主防災組織

単位自主防災組織は、各自主防災組織の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

自主防災隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導・指揮

本 部	各班の総合調整、地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者活動に取り組む。

(2) 地区連合自主防災組織

地区連合防災隊長 (地区連会長)	防災に関わる市との連絡調整や地域防災訓練等の計画・実施、地区連合自主防災組織間の連絡協力体制づくり
副隊長 (地区連副会長 及び防災部長)	地区連合防災隊長の補佐
防災専門員	地区連合防災隊長の補佐及び防災活動に係る専門的、技術的指導・指揮

平常時	災害時
<p>地区連合防災隊長や防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災組織を超えた地域防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。</p> <p>地区連合防災隊長や防災専門員は、市や構成単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、本部を設置し、市（現地対策班）・単位自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災組織や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災組織の本部は、市の現地対策班とともに、小山公民館に設置する。</p>

4 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等の消火資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限される。

すべての住民が自宅や隣近所といったごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を防止することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

初期に消火することができるようにするため、消火器、簡易消火器具等の各家庭での常備を推奨する。

5 火災延焼対策

甚大な人命被害をもたらす市街地大火や火災旋風など、大規模地震に伴う火災延焼を最小限にとどめるために、道路の拡幅や建築物の不燃化を推進する。

また、木造密集地など市街地大火の危険の高いところや高層建物など炎上による死亡リスクの高いところについては、感震ブレーカーの設置を促進するなどの啓発を行う。

6 空き家対策

市と連携して、所有者等による空き家の適正管理を啓発するとともに、利活用や危険な空き家の防止を促すことにより、新たな空き家の発生を抑制し、地区の防災力向上につなげていく。

7 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。
また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地区の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- ① 相模原市防災アセスメント調査
- ② 相模原市地区別防災カルテ
- ③ 相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）
- ④ 地区内の踏査（防災まち歩き）

8 高層共同住宅等の災害対策

高層共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- ⑥ 住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等)
- ⑦ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑧ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災地図等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

月に一度は家族全員で防災会議を開き、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類（自主防災組織単位）

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 図上訓練（HUG）
- ⑦ クロスロード

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

また、相模原市等が行う訓練に参加する。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練（HUG）

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として春季（3/1～3/7）及び秋季（11/9～11/15）の火災予防運動期間中並びに防災の日（9/1）に実施する。総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

5 防災資機材等の点検・管理

防災資機材等の点検及び管理に関しては、次により行う。

(1) 定期点検

市防災週間（7月第1土曜日から1週間）を全資機材の点検日とする。

また、簡易無線機については、訓練時に同時点検を実施する。

(2) 備品管理

備品管理表等を作成して管理する。

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害時において、高齢者その他の特に配慮を要する者など、災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

3 応急対策計画 (地震・風水害)

第1章 地区災害対策本部活動

1 小山地区災害対策本部の設置

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、または東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、もしくは風水害等により、地区に甚大な災害被害が想定される場合には、小山公民館に「小山地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置する。

本部を設置した場合には、「市中央区本部小山地区現地対策班（以下「市小山地区現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

2 本部の活動

本部は、小山地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区の状況について市小山地区現地対策班に報告する。

また、避難所運営協議会と市小山地区現地対策班との連絡・調整を行う。

3 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、東海地震予知情報及び警戒宣言が解除された場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、市小山地区現地対策班にその旨を連絡する。

4 災害時の動員・連絡体制

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、地区連合防災隊長は、「配備の基準・連絡体制」により動員を行う。ただし、状況により必要を認められるときは、基準と異なる動員を行うことができる。

5 情報の収集・伝達

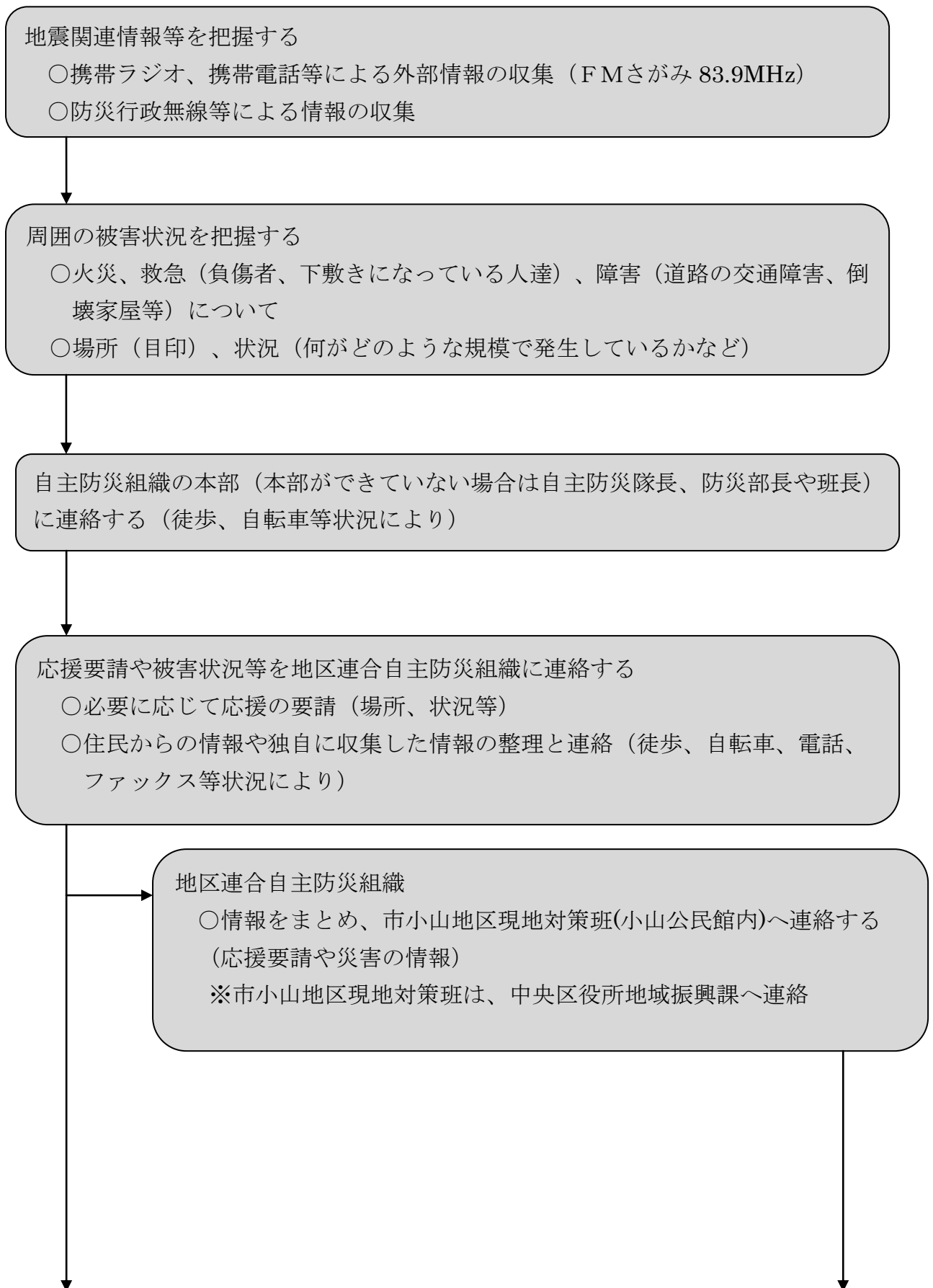
被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

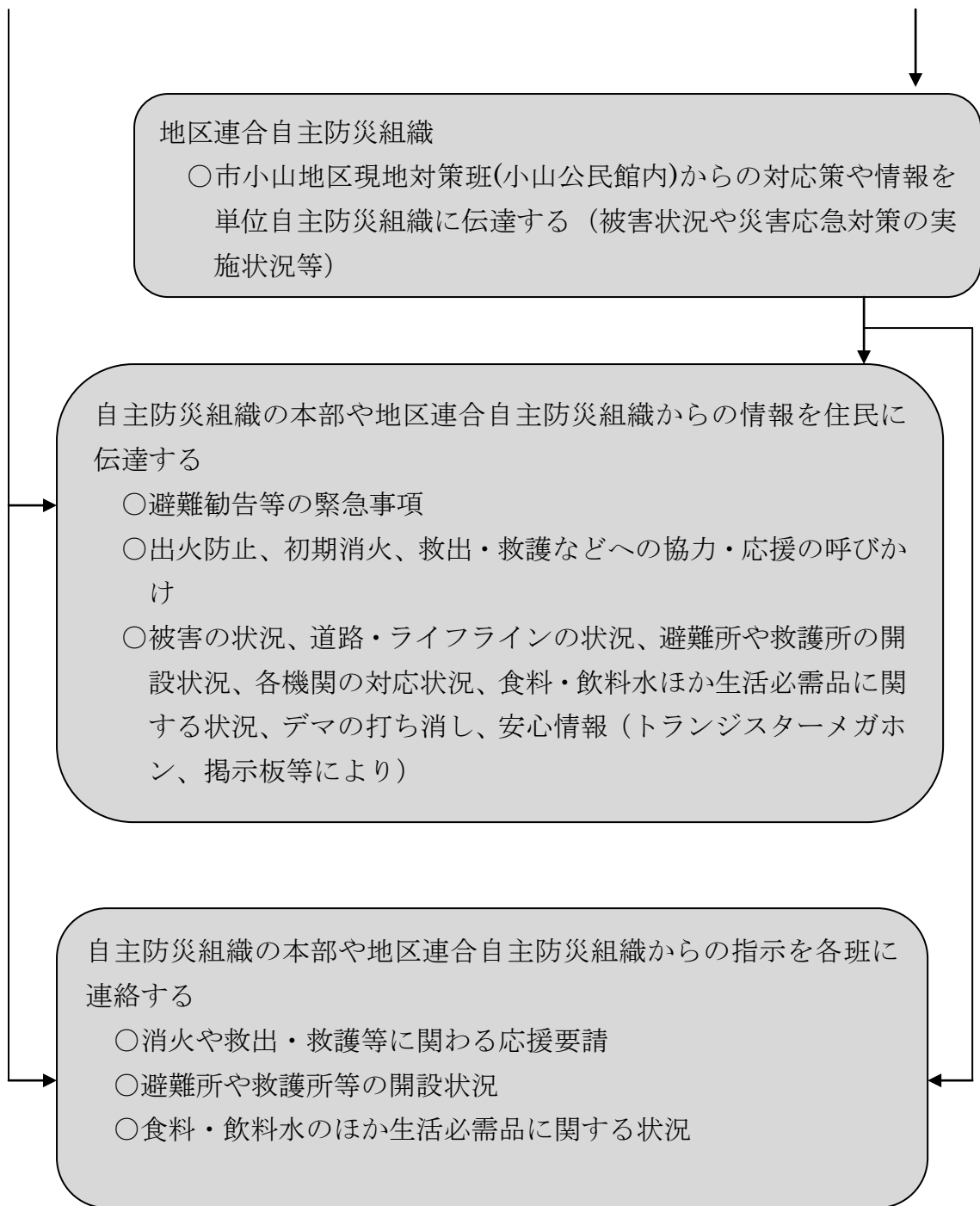
(1) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、テレビ、ラジオ、各種電話、簡易無線、防災行政用同報無線（ひばり放送）、FAX、インターネット、伝令等による。

情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

【情報収集・伝達活動の流れ】 自主防災組織(単位自治会)





第2章 応急対策活動

1 水防活動、初期消火活動

(1) 水防活動

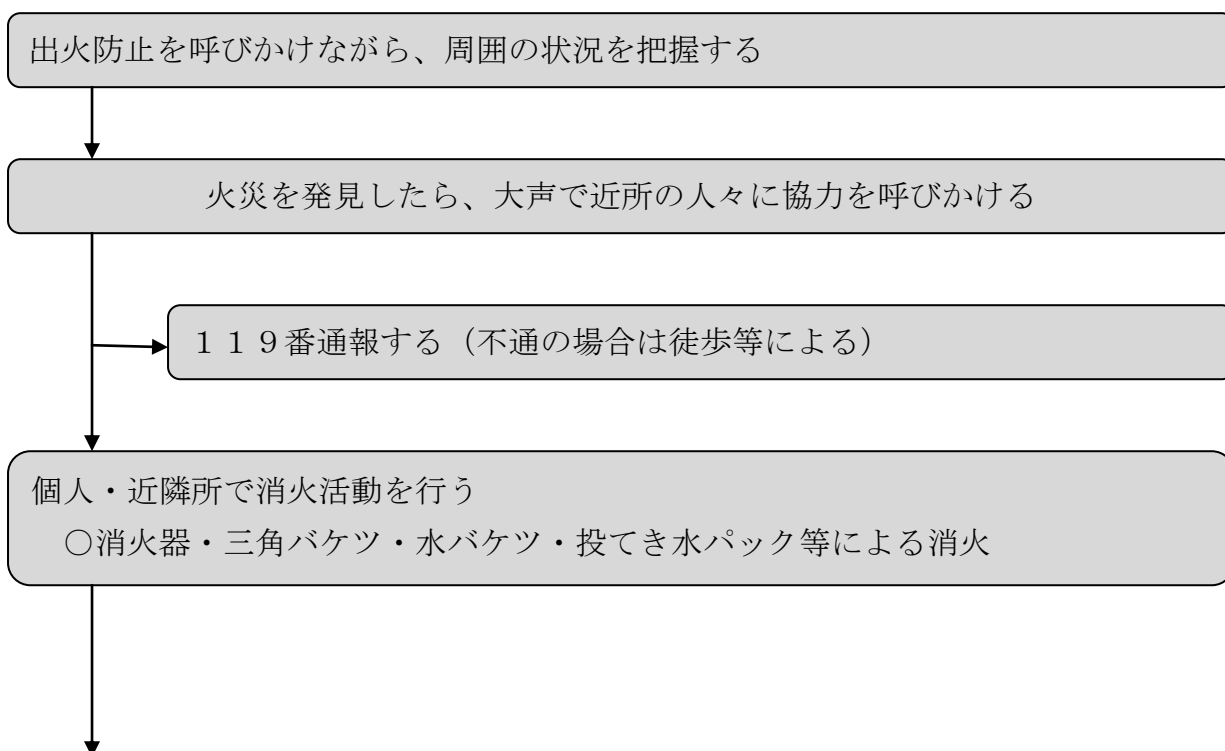
風水害時、雨量の増加による浸水（内水）や河川水位が氾濫注意水位を超えた場合には、浸水（内水）被害や堤防被害を防ぐため、必要ならば、危険の無い範囲で市及び消防団に協力し土嚢積等を行うか避難の検討をする。

(2) 初期消火活動

発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

【初期消火活動の流れ】 自主防災組織(単位自治会)



組織的な消火活動に移行する

- バケツリレーや水パック等による消火用水の搬送
- 可能な限り多くの消火器を調達
- リーダーの指示による活動

地区連合自主防災組織に応援要請する

- 場所、状況等（徒歩、自転車、電話、ファックス等状況により）

地区連合自主防災組織

- 情報をまとめて、市小山地区現地対策班(小山公民館内)へ連絡する
- 必要に応じ、単位自主防災組織へ応援出動を依頼し、企業へ協力を求める（徒歩、自転車、電話、ファックス等状況により）

危険性の少ない消火活動に協力する

- 消防職員・消防団員の指示による活動
 - ・ホースの撤収・搬送の手伝い
 - ・放水時の補助

消防団の活動に協力する

- 残火処理、現場の警戒活動等

2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護活動等の原則

- ① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- ② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ③ 傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

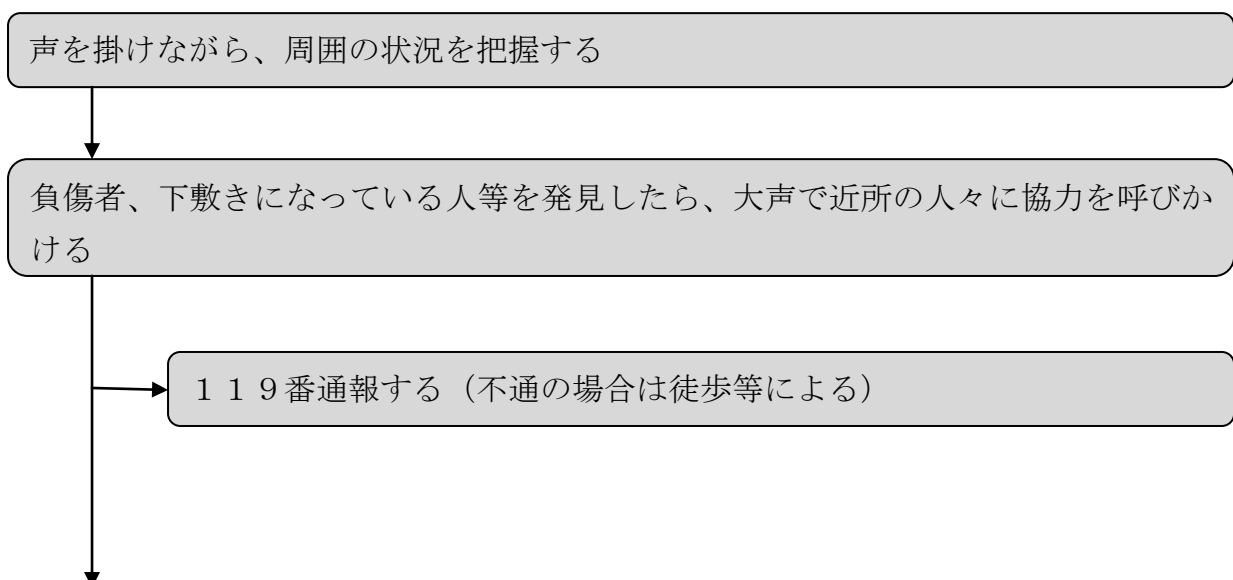
(3) 医療機関への搬送

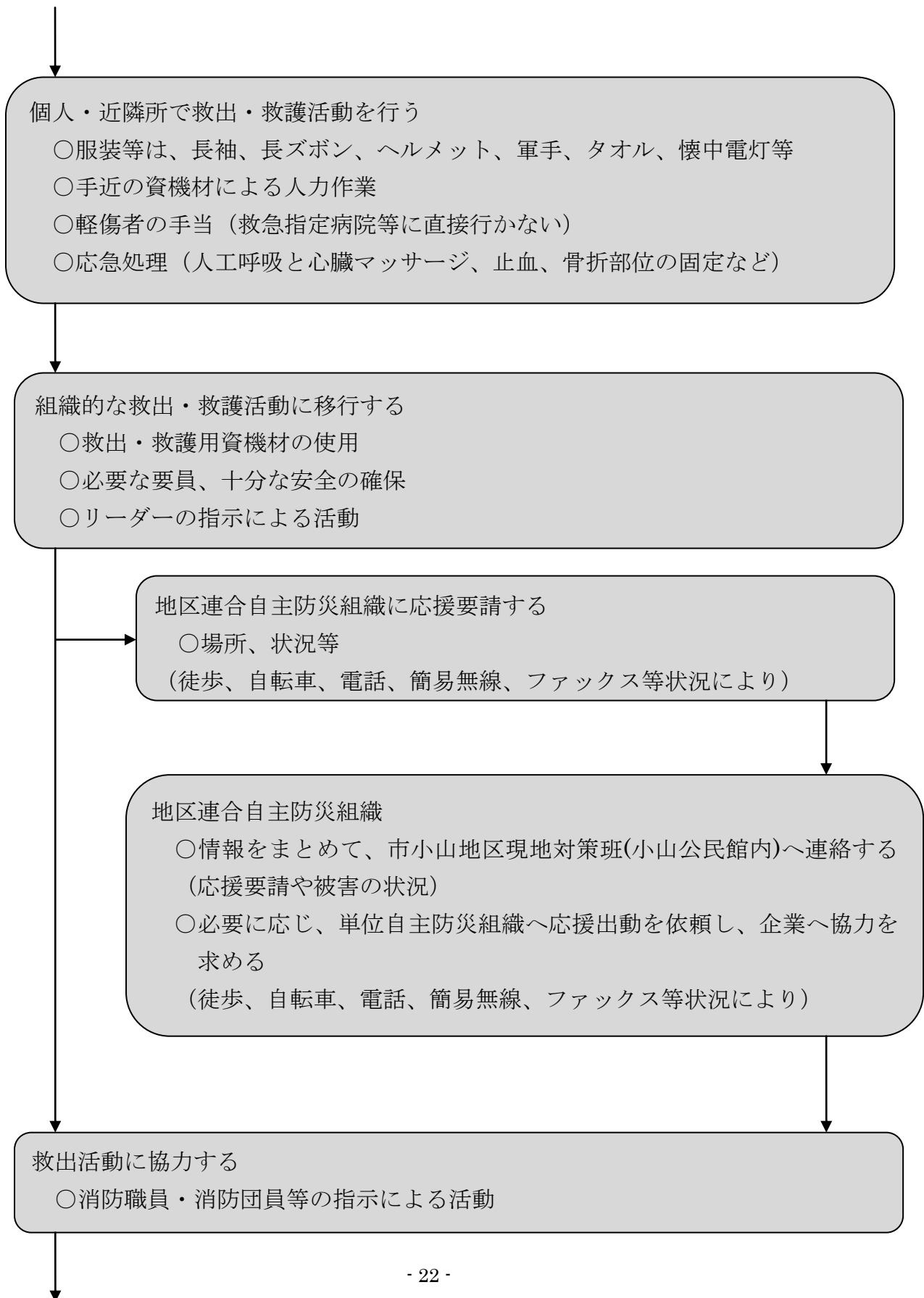
救出・救護班は、負傷者が医師の手当を必要とするとき、または避難所、救護所から医療機関への搬送が必要とされる場合は、最寄りの医療機関または、防災機関の設置する応急救護所に搬送する。

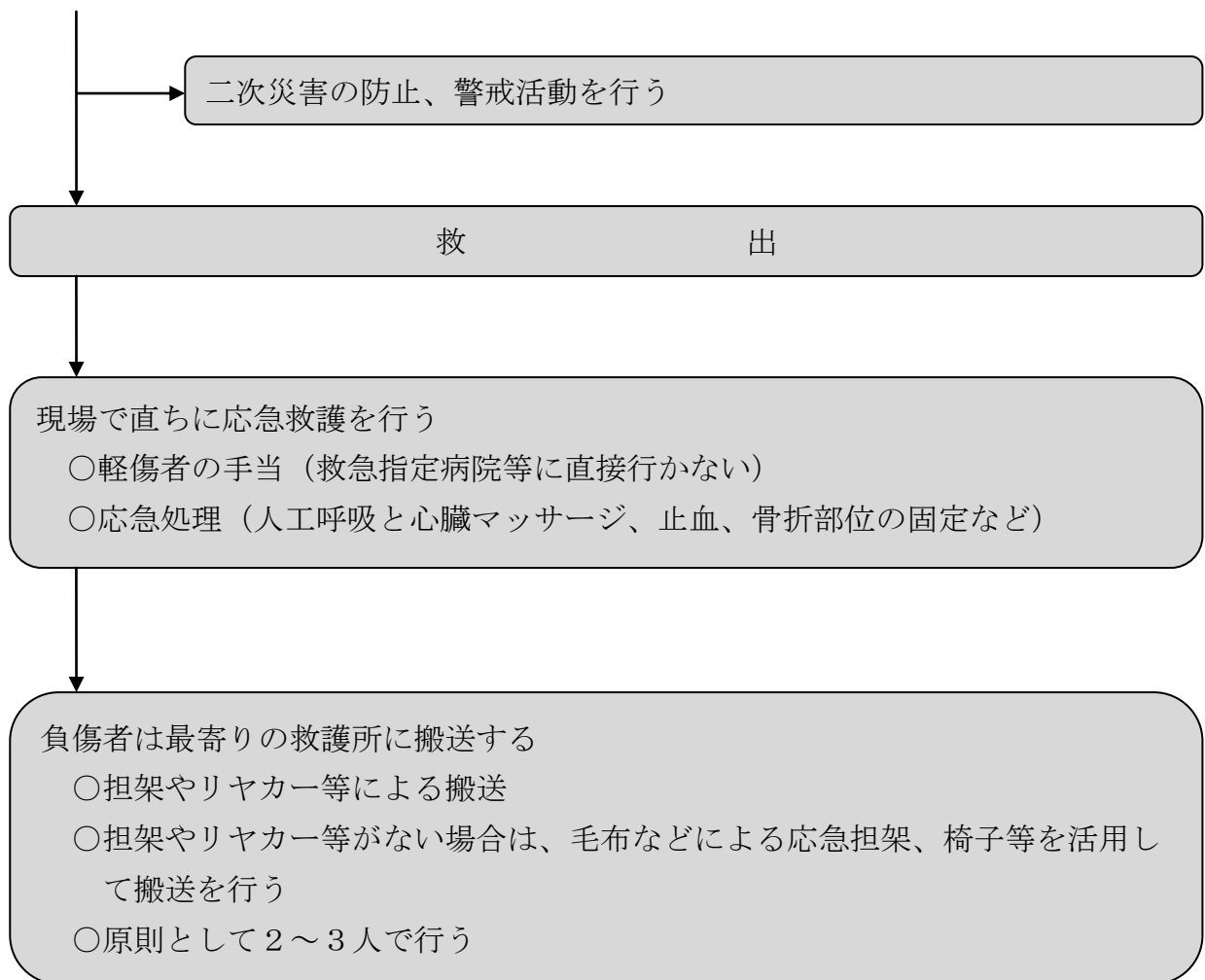
(4) 防災関係の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、防災関係機関の出動を要請する。

【救出・救護活動の流れ】 自主防災組織







3 避難誘導

災害が発生し、または発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、または生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から避難指示、勧告等が出たとき、または地区防災組織の会長等が避難の必要があると認めたとき、会長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長等の避難誘導開始の指示を受けたときは、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

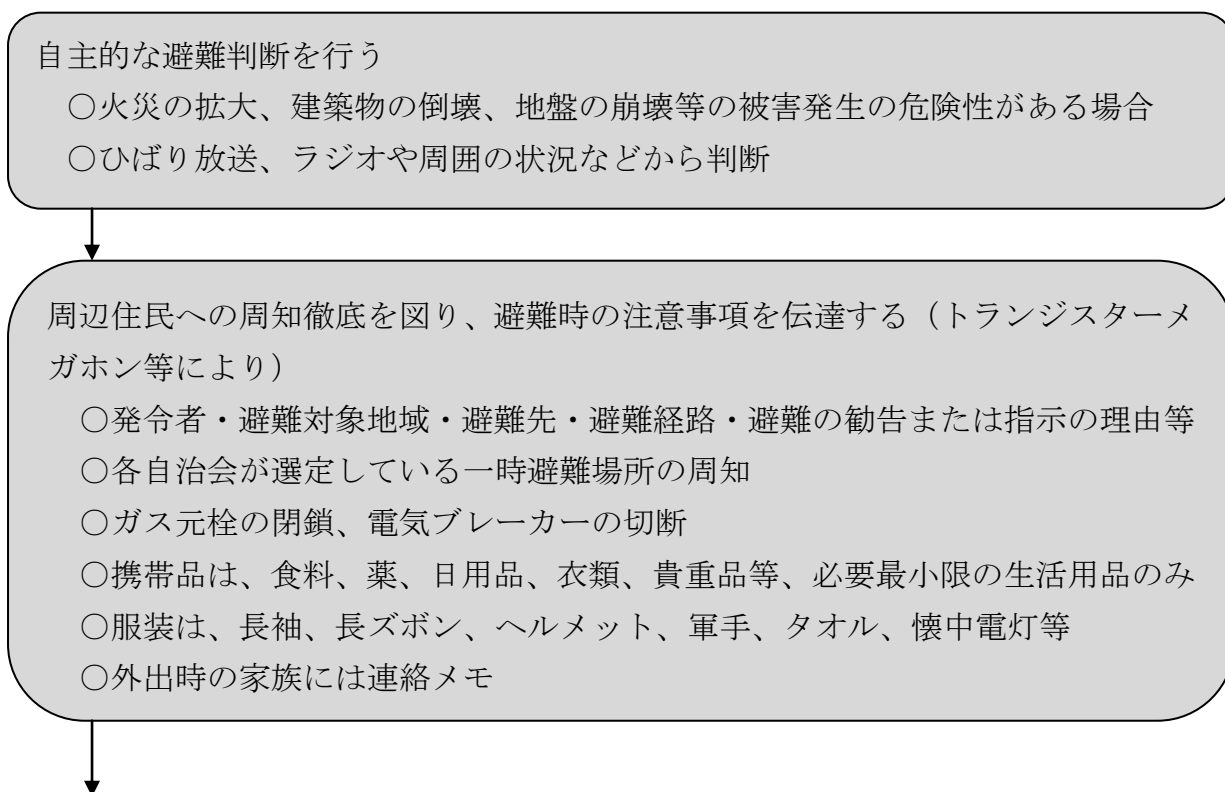
(3) 避難所の管理・運営

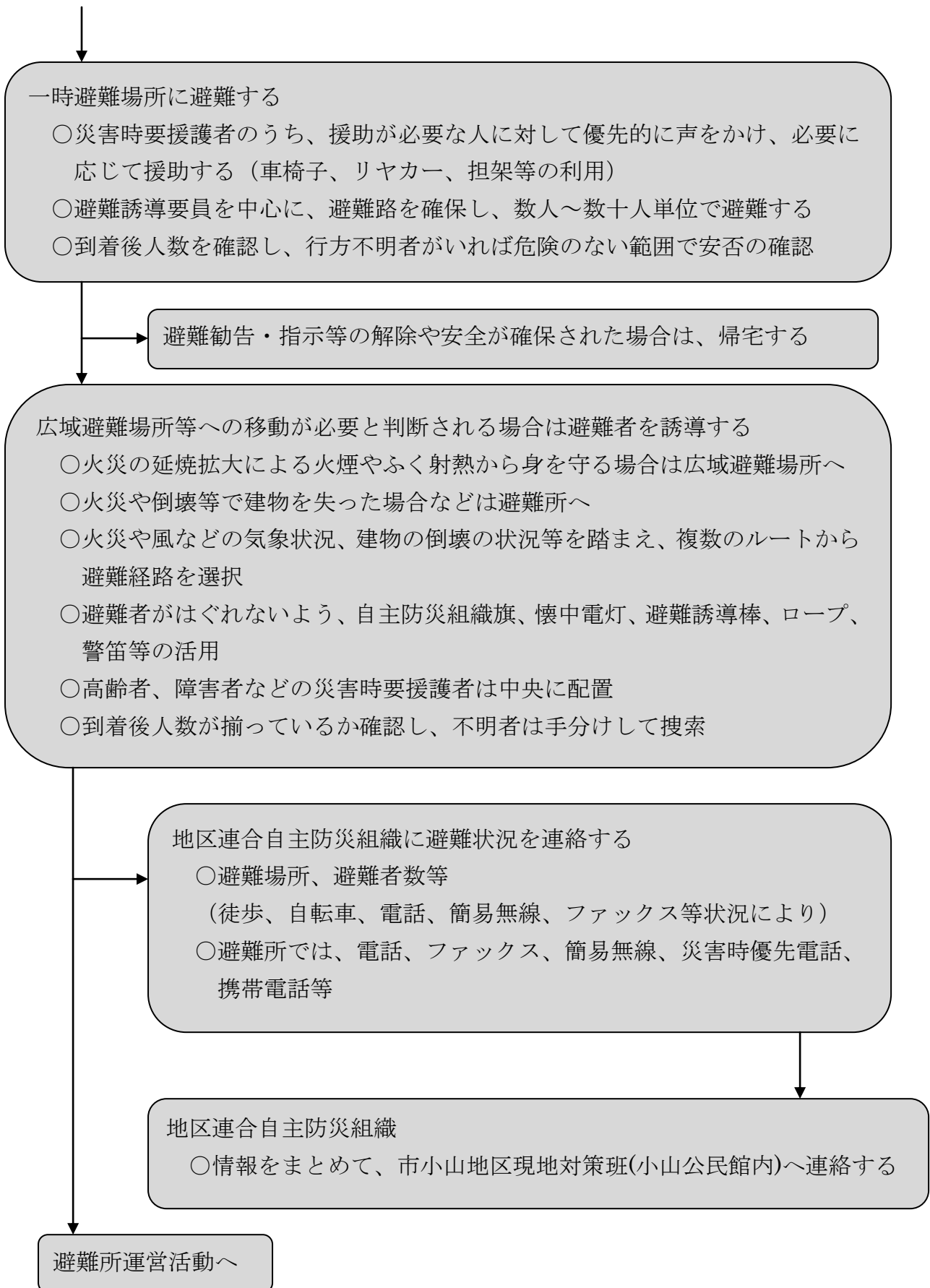
災害時における避難所管理・運営については、避難所運営の手引きのとおりとする。

(4) 避難経路及び避難場所

- ① 避難経路 別紙地区別防災カルテ等参照
- ② 避難場所 公園等(一時避難場所)、相模総合補給廠(広域避難場所)、向陽小学校(避難所)

【避難誘導活動の流れ】 自主防災組織





4 災害時要援護者対策

災害時において、高齢者その他の特に配慮を要する者など、災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

5 住民の安否確認

地区内の自主防災組織等は、避難所運営協議会及び市小山地区現地対策班から、住民の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により編成された、現地確認班等が、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、本部に報告を行い、報告を受けた本部は、随時、市小山地区現地対策班に報告する。

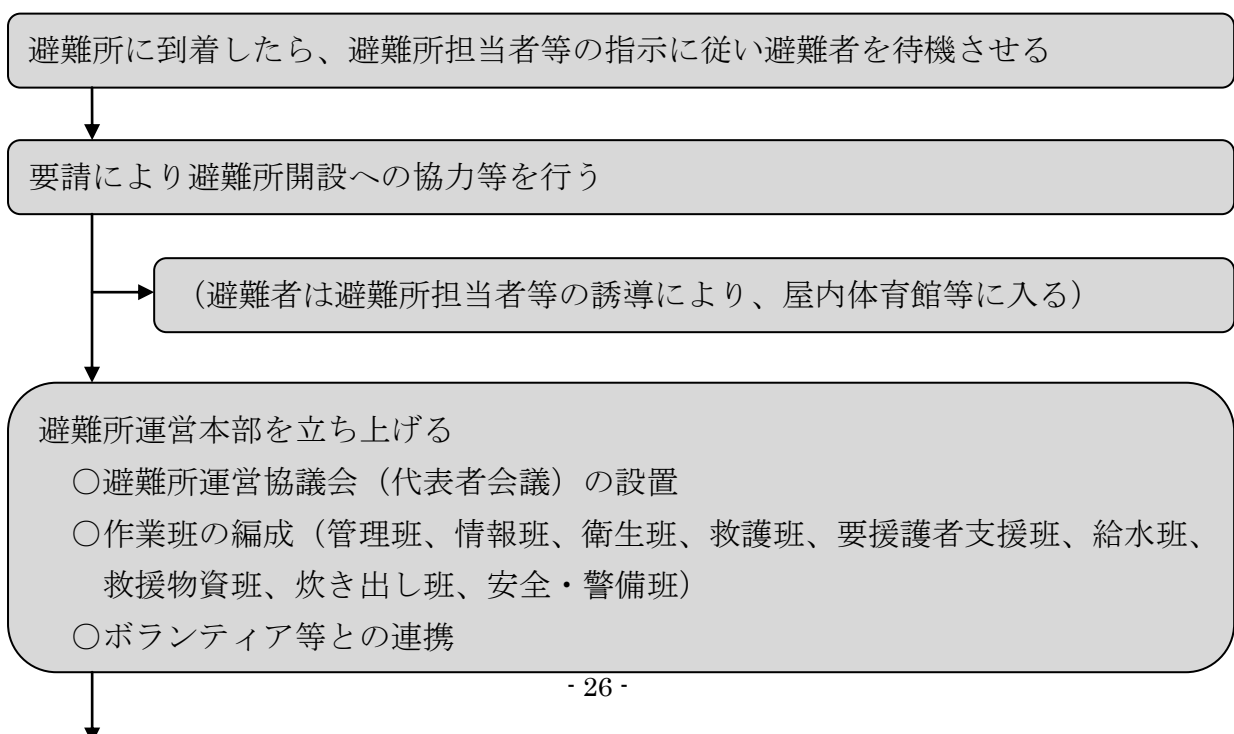
6 在宅避難者の把握・支援

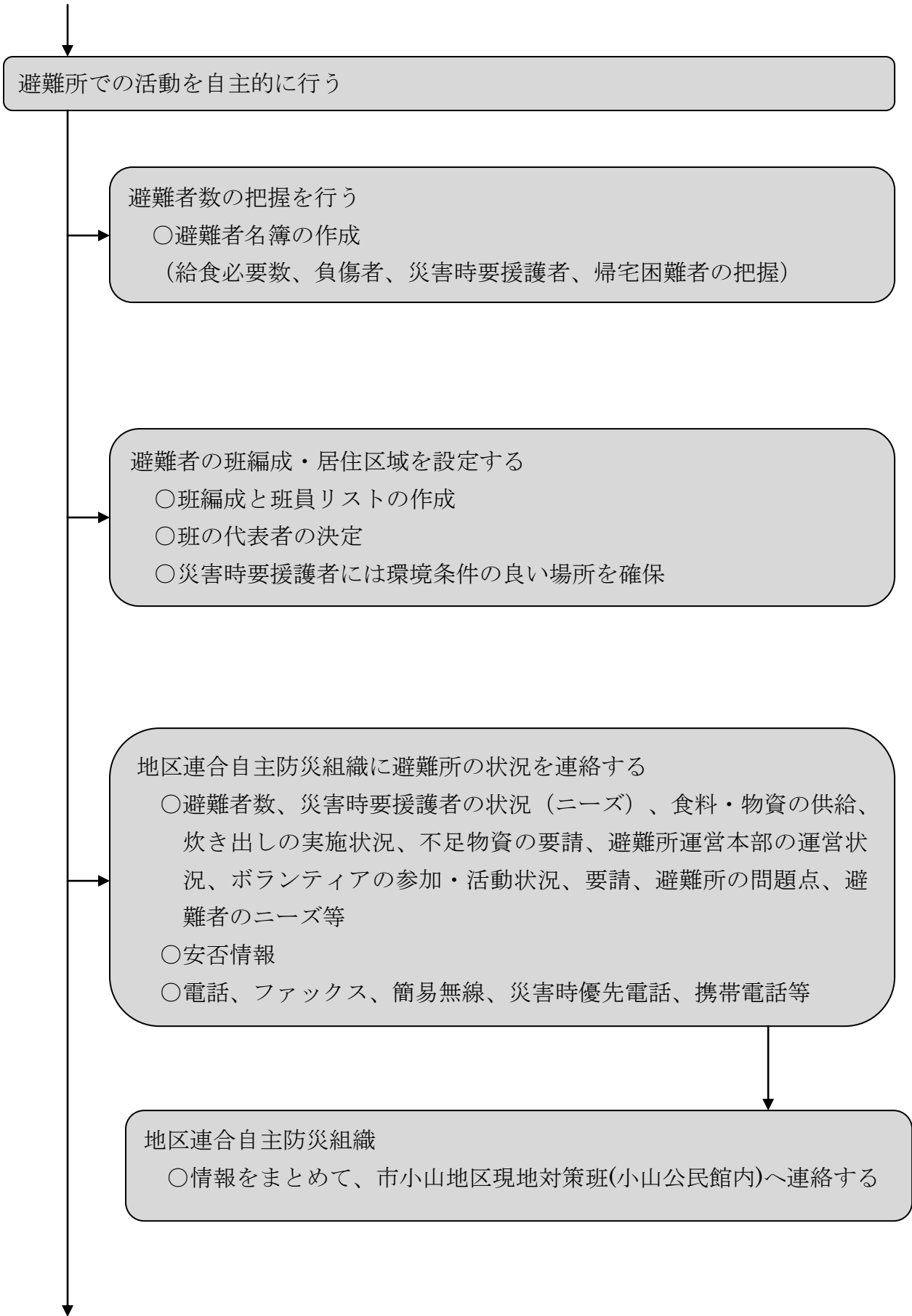
地区内の自主防災組織等は、避難所運営協議会及び市小山地区現地対策班から、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び市小山地区現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

7 避難所運営

避難所運営については、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって、避難所運営を行うこととする。

【避難所運営活動の流れ・概ね1週間を目安として】自主防災組織





食料、飲料水、物資等を供給する

- 食料、物資は、避難所防災備蓄倉庫から備蓄品の搬出
- 飲料水は、飲料水兼用貯水槽等から供給
- 不足の場合は、非常持出し品供出の呼びかけ

救援物資の受入れと供給を行う

- 中身の確認・仕分けと保管
- 配布のルールづくり

炊き出しを実施する

- 給食施設、非常用炊き出し釜の活用

広報活動を実施する

- 校内放送、掲示板等により提供
- 被災者の生活安定のために必要な情報を提供
- 災害時要援護者に必要な情報を適切な方法で提供

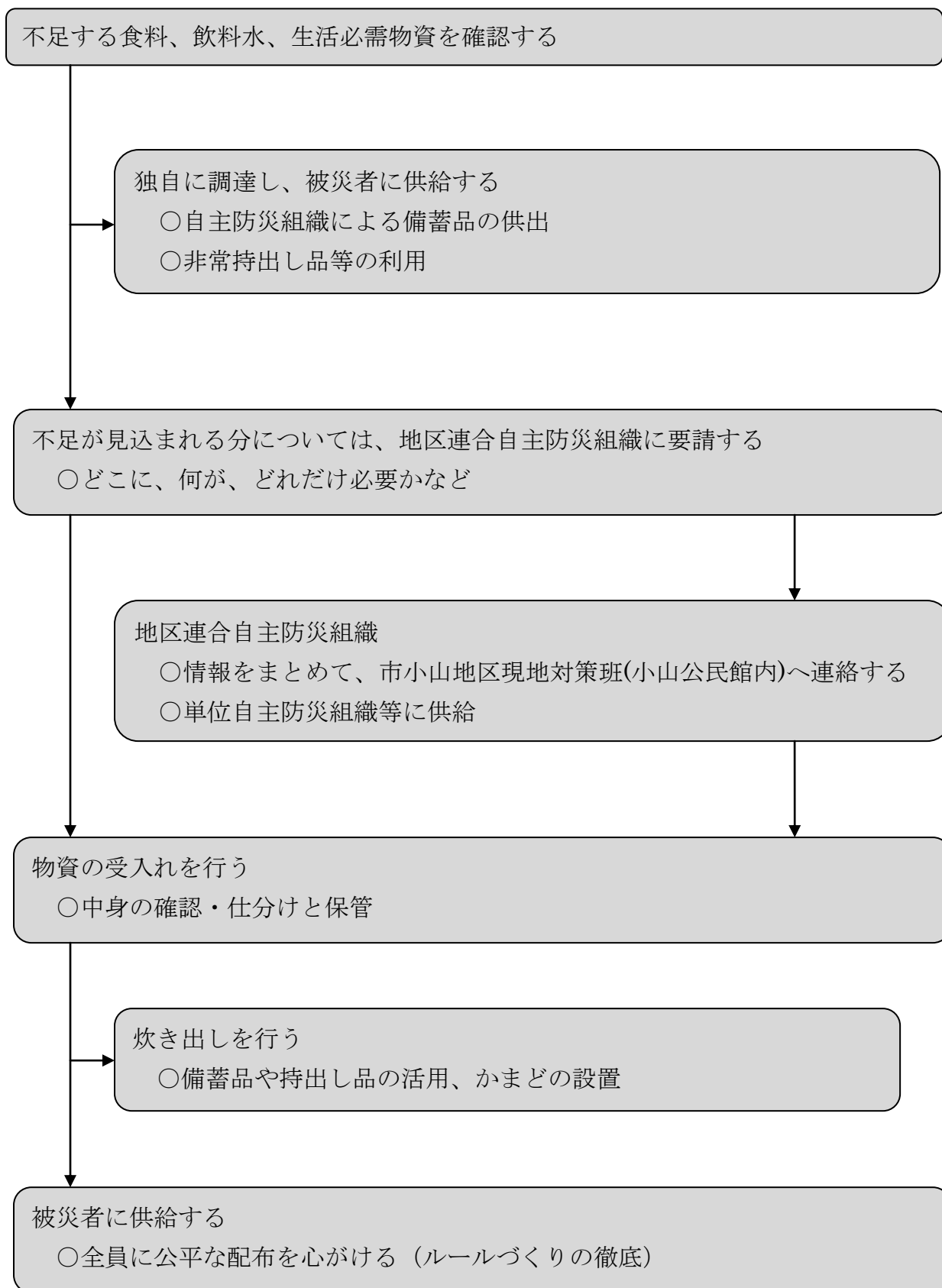
負傷者には応急手当を行う

- 保健室での手当て
- 重傷者は救護所等への搬送
- 災害時要援護者の健康状態の把握

し尿・衛生対策を実施する

- 仮設トイレの設置
- 災害時要援護者のための専用トイレ等の設置
- ゴミ置き場、汚物集積場等の設置

【給食・給水活動の流れ】 自主防災組織



8 ボランティアの活動について

災害時におけるボランティア活動については、市小山地区現地対策班及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

9 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の地区防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災組織との連携強化する</p>	<p>単位自主防災組織を超えた連携として、地区連合自主防災組織があるが、その他、以下のような連携づくりに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する自主防災組織との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） ○地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制
<p>市の支援体制を活用する</p>	<p>自主防災組織は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もある。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要である。</p> <p>毎年、「自主防災組織変更届出書」を小山公民館内の地域活力推進員へ提出し、自主防災訓練、研修会などを実施する場合は「防災訓練等実施申請書」を相模原消防署に申請することによって、様々な市からの支援が受けられる体制となっている。</p>
<p>事業所との協力関係を構築する</p>	<p>平日の昼間への対応として、地域にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時の連携づくり <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の自主防災組織への参加促進 ・事業所の防災訓練への参加促進 ○災害時における協力関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 ○市の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所への意識啓発 ・協力関係構築に関する指導
<p>避難所運営を念頭においた協力体制をつくる</p>	<p>避難所の運営は、避難者や自主防災組織が中心に行うことになるが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災組織相互、校長等及び避難所担当市職員とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要である。</p> <p>特に、単位自主防災組織の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行う。</p>

協力を依頼する 人達との取り決 めを行う	医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役に立つ。
----------------------------	---

小山地区防災計画検討協議会会則

(名称)

第1条 本協議会は小山地区防災計画検討協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、小山地区防災計画の策定に際し、小山地区の防災活動の方向性等について、会議で検討した結果を計画書としてまとめ、自助・共助の精神に基づく自主的な防災活動につなげることにより、小山地区における防災・減災の取組を進めることを目的とする。

(構成及び任期)

第3条 本協議会は、別表の防災に関わる者をもって構成する。

- 2 構成員の任期は、第1回の会議が開催された日から平成28年3月31日までとする。
- 3 構成員が退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 本協議会に、会長1人及び副会長1人を置くものとし、構成員の互選により決定する。

- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期によるものとする。
- 3 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 3 会議は、構成員の半数以上の出席をもって開催することとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(公開)

第6条 会議の議論等において個別の情報等を取り扱うことがあるため、会議は原則非公開とする。

- 2 本協議会の検討経過及び結果は、小山地区自治会連合会経由でまちづくり会議に報告するものとし、地域住民への公開は、まちづくり会議において行うものとする。

(事務局)

第7条 相模原市危機管理局及び本庁地域まちづくりセンターに置く。

(委任)

第8条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成27年5月28日から施行する。

別表（第3条関係）

	団 体 等	備 考
1	小山地区自治会連合会 防災部長	会長
2	小山地区自治会連合会 防災副部長	副会長
3	宮下自治会	
4	すすきの自治会	
5	すすきの向陽自治会	
6	向陽町自治会	
7	久保原自治会	
8	氷川町自治会	
9	相模原駅前自治会	
10	東第一自治会	
11	丸山自治会	
12	防災専門員	

検 討 経 過

会議名称	開催年月	備 考
まちづくり会議	平成27年 2月	検討協議会構成員の選任等
第1回計画検討協議会	平成27年 5月	検討内容等
第2回計画検討協議会	平成27年 6月	検討内容等
第3回計画検討協議会	平成27年 7月	検討内容等
第4回計画検討協議会	平成27年 8月	検討内容等
第5回計画検討協議会	平成27年 9月	検討内容等
地区自治会連合会理事会	平成27年10月	小山地区防災計画案の説明
まちづくり会議	平成27年12月	小山地区防災計画の策定